

○那須町重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則

(昭和 48 年 4 月 23 日規則第 10 号)

改正昭和 49 年 7 月 13 日規則第 17 号 昭和 55 年 3 月 31 日規則第 16 号
昭和 56 年 3 月 25 日規則第 7 号 昭和 58 年 1 月 28 日規則第 2 号
昭和 59 年 12 月 27 日規則第 18 号平成 9 年 10 月 31 日規則第 30 号
平成 11 年 3 月 25 日規則第 3 号 平成 15 年 3 月 27 日規則第 18 号
平成 19 年 3 月 26 日規則第 10 号 平成 19 年 9 月 27 日規則第 46 号
平成 20 年 3 月 24 日規則第 10 号 平成 21 年 1 月 28 日規則第 2 号
平成 23 年 4 月 1 日規則第 14 号 平成 29 年 3 月 31 日規則第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、那須町重度心身障害者医療費助成に関する条例(昭和 48 年条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受給資格者証の交付申請)

第 2 条 条例第 3 条の規定による重度心身障害者医療費受給資格者証(以下「受給資格者証」という。)の交付を受けようとする者は、様式第 1 号による申請書に次の書類を添付し、町長に申請しなければならない。ただし、町長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

- (1) 条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する者にあつては、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)又は医師の診断書(様式第 1 号の 2)
- (2) 条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する者にあつては、療育手帳又は児童相談所等の診断書(様式第 1 号の 3)
- (3) 条例第 2 条第 1 項第 3 号に規定する者にあつては、療育手帳又は身体障害者手帳若しくは医師の診断書(様式第 1 号の 2)及び児童相談所等の診断書(様式第 1 号の 3)
- (4) 市町村民税世帯非課税者等にあつては、その事実を証する書類

(受給資格者証の交付)

第 3 条 町長は、前条の規定により申請した者が条例第 3 条に該当するときは、当該申請者に様式第 2 号の重度心身障害者医療費受給資格者証(以下「受給資格者証」という。)を交付するものとする。

2 受給資格の取得は、条例第 3 条の規定による助成対象者(以下「助成対象者」という。)となった日の属する月の初日からとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日から受給資格を取得する。
 - (1) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 22 条第 1 項に規定する転入をした日（以下「転入日」という。）の属する月中に助成対象者となった場合
当該転入日
 - (2) 転入日の属する月の翌月に助成対象者となった者で、助成対象者となった日が当該転入日から起算して 15 日以内である場合
当該転入日
 - (3) 那須町の区域内に住所を有し、かつ、県内他市町の受給資格者証の交付を受けていた者が、新たに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に規定する後期高齢者医療の被保険者となったことにより、当該被保険者となった日の属する月中に助成対象者となった場合
当該被保険者となった日
 - 4 受給資格者証を破損し、又は亡失したときは、様式第 3 号による申請書を町長に提出し、再交付を受けなければならない。
 - 5 亡失した受給資格者証を発見したときは、すみやかに当該発見した受給資格者証を町長に返還しなければならない。
(条例第 4 条第 2 項の適用期間等)
- 第 4 条 第 2 条の規定により申請した者が市町村民税世帯非課税者等である場合における条例第 4 条第 2 項の規定の適用の開始の時期は、受給資格の適用の開始の時期と同じものとする。
- 2 条例第 4 条第 2 項の規定の適用を受けている者のうち、毎年 7 月 1 日以降に受ける保険給付について引き続き同項の規定の適用を受けようとするものについては、6 月 1 日から同月 30 日までの間において、様式第 1 号による申請書に受給資格者証及び第 2 条第 4 号に掲げる書類を添付し、町長に申請しなければならない。
 - 3 助成対象者のうち条例第 4 条第 2 項の規定の適用を受けていないものは、同項の規定の適用を受けようとするときは、様式第 1 号による申請書に受給資格者証及び第 2 条第 4 号に掲げる書類を添付し、町長に申請しなければならない。
 - 4 町長は、前項に規定する申請に対し、条例第 4 条第 2 項の規定を適用する旨の決定をした場合において、当該助成対象者が市町村民税世帯非課税者等であるときは、申請日の属する月の翌月以降に受ける保険給付について同項の規定を適用するものとする。
 - 5 町長は、第 2 項及び第 3 項に規定する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
(受給資格者証の提示)

第5条 助成対象者が医療を受けるときは、医療機関等に受給資格者証を提示するものとする。

(助成の申請)

第6条 条例第4条に規定する助成を受けようとするときは、様式第4号による申請書を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請方法は、郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便又は町の窓口持参のいずれかによるものとする。

(助成の決定)

第7条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成の額を決定し、助成するものとする。

(届出事項)

第8条 助成対象者は、第2条又は第4条第2項若しくは第3項の申請にかかる事項に変更を生じたときは、様式第5号による変更届に受給資格者証及び町長が必要と認める書類を添えて町長に提出しなければならない。

(受給資格者証の返還)

第9条 助成対象者が助成を受ける資格を喪失したときは、速やかに受給資格者証を町長に返還しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(昭和49年7月13日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(昭和55年3月31日規則第16号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月25日規則第7号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年1月28日規則第2号)

この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則(昭和59年12月27日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年 10 月 31 日規則第 30 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条に 1 項を加える改正規定は、平成 9 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の那須町重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の規定は、平成 9 年 9 月 1 日から適用する。

附 則(平成 11 年 3 月 25 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 15 年 3 月 27 日規則第 18 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 14 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 19 年 3 月 26 日規則第 10 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に助成対象者であるものが平成 19 年 4 月中に改正後の第 4 条第 3 項の規定により申請した場合における那須町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例(平成 19 年那須町条例第 13 号)による改正後の那須町重度心身障害者医療費助成に関する条例(昭和 48 年条例第 1 号)第 4 条第 2 項の規定については、改正後の第 4 条第 4 項の規定にかかわらず、同月 1 日以降に受ける保険給付について適用するものとする。

附 則(平成 19 年 9 月 27 日規則第 46 号)

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 24 日規則第 10 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 1 月 28 日規則第 2 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日規則第 14 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日規則第 19 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。